

自転車安全利用五則



正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう！

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

2 車道は左側を通行

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4 安全ルールを守る

★飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

★夜間はライトを点灯

★交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用



★携帯電話を使用しながらの運転

携帯電話で話をしたり、メールをしたりしながらの運転は大変危険です。自転車といえども、交通事故を起こした場合は、大きな責任を負うことになります。



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう

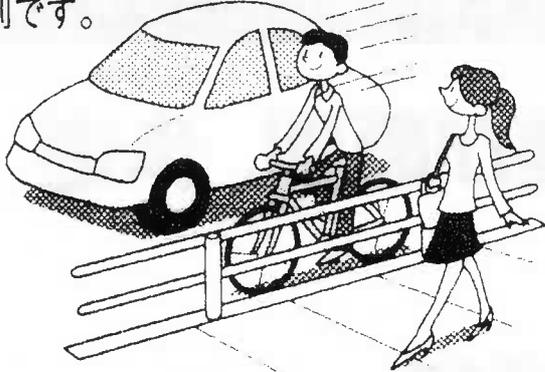
粕谷会

自転車安全委員会

ご存知ですか。自転車安全利用五則

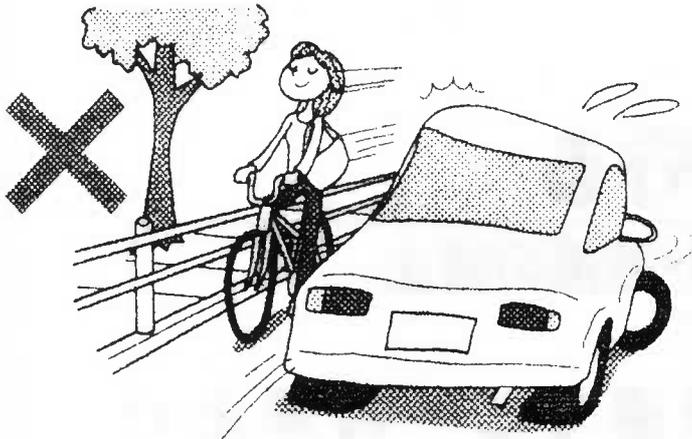
1 自転車は車道通行が原則

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。



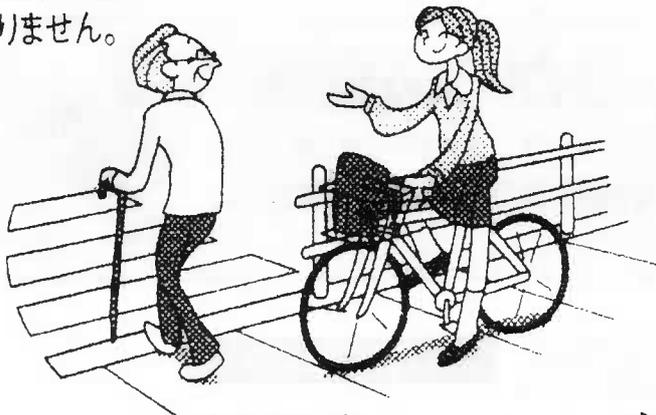
2 車道は左側を通行、右側通行は禁止

自転車は道路の左端に寄って進行しなければなりません。右側通行(逆走)は禁止です。



3 歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行

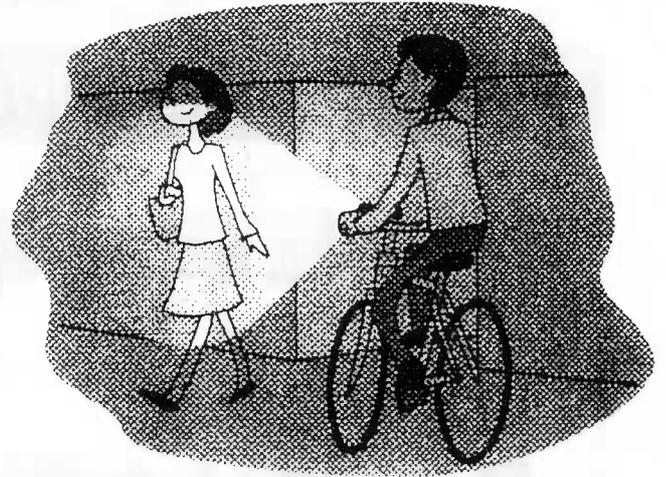
歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



粕谷会

4 安全ルールを守る

■夜間はライトを点灯



■二人乗りは禁止

- 飲酒運転は禁止
- 並進は禁止
- 交差点での一時停止と安全確認
- 信号を守る



5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



自転車安全委員会